

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

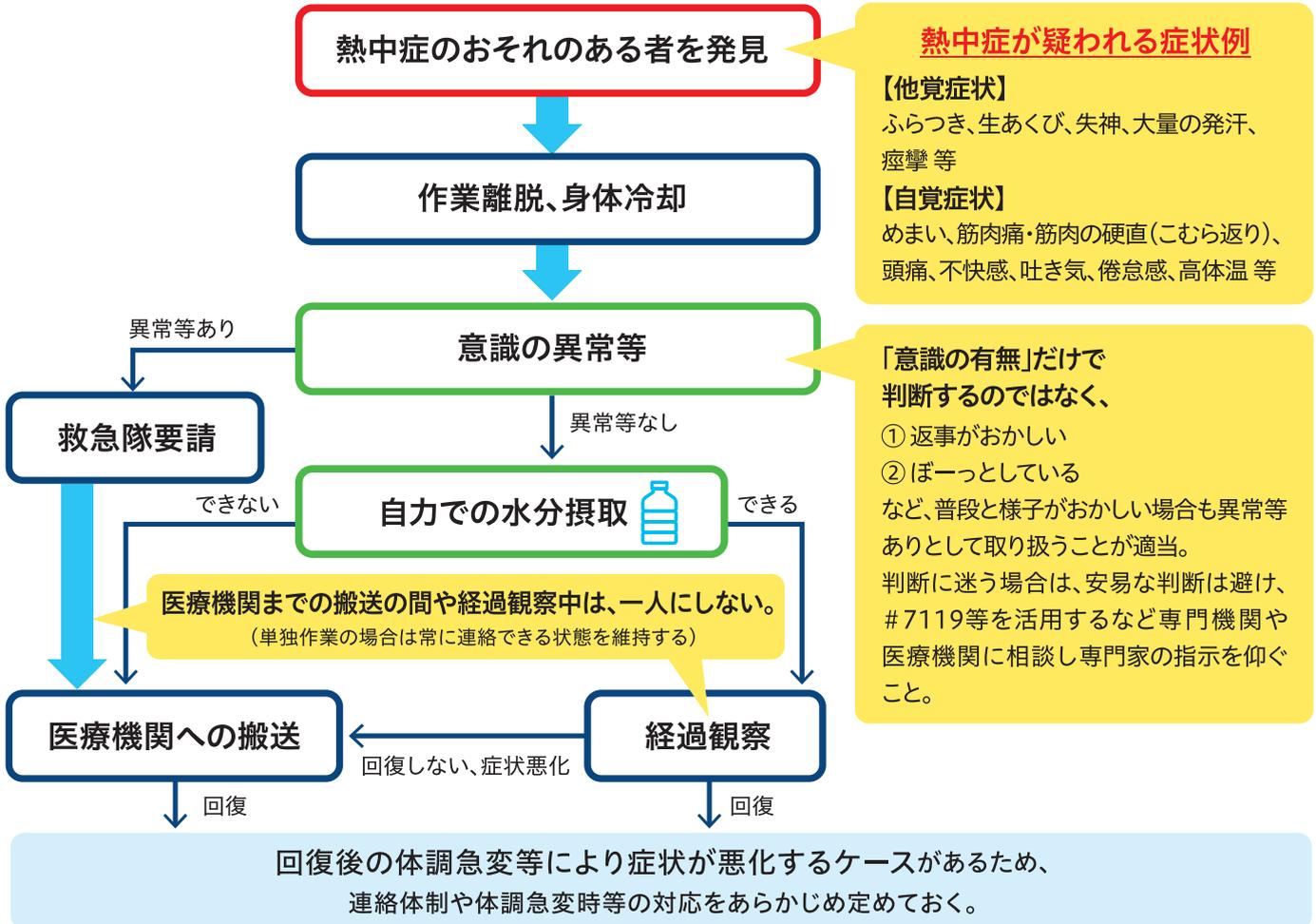
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

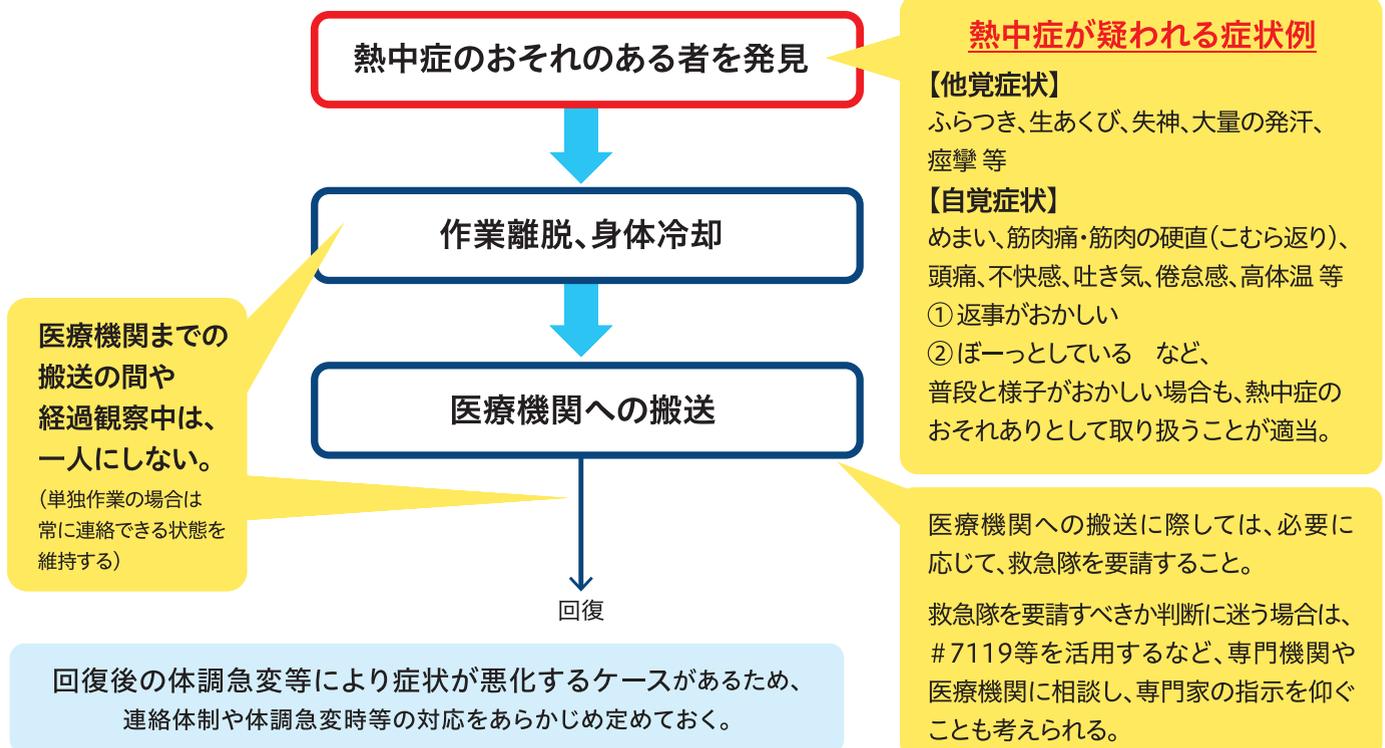
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

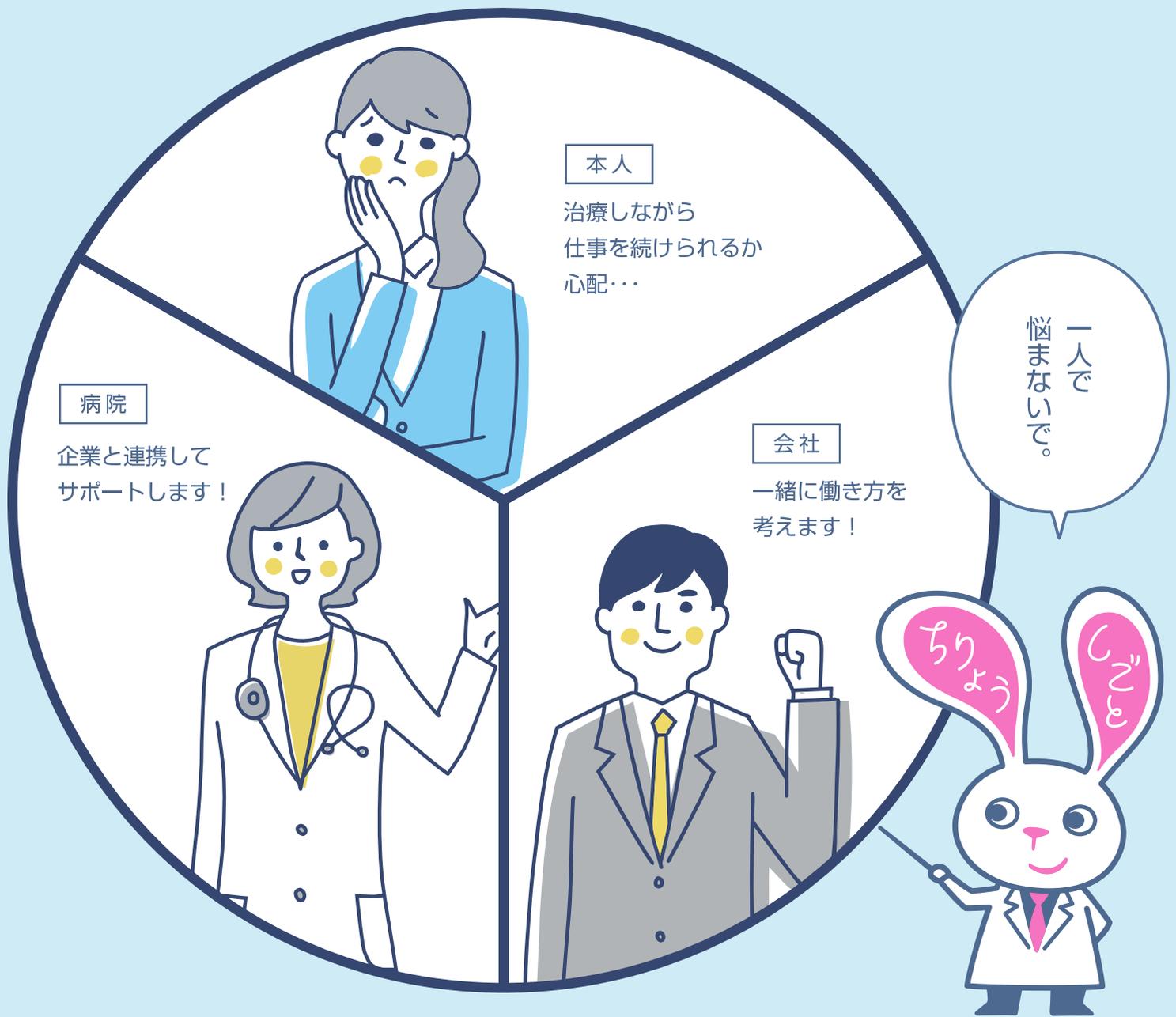


熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



治療のこと、 会社に相談しましたか？



治療しながら働くことを応援する

治療と仕事の両立支援



「治療」と「仕事」の両立に悩んだら

病気の治療は、体調の変化や薬の副作用、定期的な通院など、負担は少なくありません。
治療を受けながら働きたいけれど、誰にも相談できずに一人で悩んでいませんか？

まずはどこに相談すればいいですか？

本人

会社

病院



会社に相談する

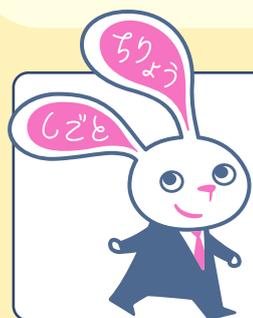
仕事をする上での不安・困りごとを相談する
会社で活用できる制度（休暇、手当、勤務
形態の変更等）について説明を受ける

今の状況や 自分の気持ちを 整理する

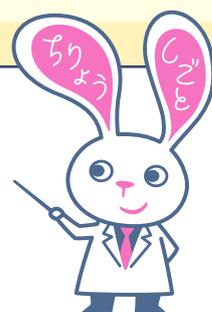
仕事や治療の状況から
働きたい気持ちがまとまったら、
どのような働き方をしたいか整理する

病院に相談する

治療の内容や方針がわからない場合、
会社への病状の説明の仕方に悩んだ場合は、
主治医や患者相談窓口相談する



働きたい気持ちが固まったら、
勤務先や病院と一緒に
両立支援プランを立ててみましょう。



お近くの相談窓口

「治療と仕事の両立支援ナビ」では、支援機関別、
都道府県別に相談窓口を掲載しています。



各都道府県労働局でも相談内容に応じ
た地域の相談窓口を案内しています。
お気軽にお問い合わせください。



全国の産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
では、産業保健の専門スタッフが、両立支援に関する
相談を受け付けています。ぜひご利用ください。



治療と仕事の両立支援 ハンドブック



両立を始める前に考えるポイ
ントや困った時の相談先、社
内制度や活用できる支援制度
など、「治療と仕事の両立」
を進める時に必要な情報を掲
載しています。





換気をせずに
トイレ清掃中に
洗浄剤を使って
フッ化水素中毒に



施設の壁清掃に
原液のままカビ取り用洗剤を
使って呼吸困難に

あなたの職場は大丈夫!?

いつもの作業の「化学製品」 適切に管理していますか？



殺虫剤が散布作業中に
不十分な保護具で体に付着し
有機リン中毒に



美容院で毛染め剤を素手で
使って皮膚にかぶれ

労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています！



労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられました。



まずはホームページで必要な対応をチェック！

ケミガイド 検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こんな災害がおこっています



職場で使っている商品や製品に含まれる化学物質によって
さまざまな労働災害が報告されています



厨房の清掃作業中、漂白剤と洗剤を混合して塩素ガス中毒

厨房床面を洗浄するため、漂白剤と水酸化ナトリウムを主成分とする厨房機器・設備用洗剤を混合させ、厨房にまき洗浄したところ、ふらつきがひどくなり、病院で塩素ガス中毒と診断された。



粘着テープ跡を拭きとる際、洗浄液を用いて有機溶剤中毒

レジカウンター上の粘着テープの跡を洗浄液で拭き落とす作業中、洗浄液の瓶を転倒させ床にこぼしたが、雑巾で拭きとり、レジカウンター下のゴミ箱に捨てたまま作業を続けたところ、頭痛、吐き気の症状を訴え、病院で有機溶剤中毒と診断された。



使用済みガスボンベの廃棄作業中に火災が発生

カセットコンロ用の使用済みガスボンベ(プロパンガス使用)を廃棄するために穴を開ける作業中に発生した火により火傷を負った。



ドライアイスの輸送作業中、酸素欠乏となる

扉が開かなくなってしまい外に出られなくなった際に、ドライアイスから発生した二酸化炭素ガスのため庫内が酸欠状態となり意識を失いかけた。



医療用器具等の滅菌処理中にガス中毒

滅菌器から滅菌ガスが漏れ、クリニック準備室内で診察開始前の準備をしていた作業員が目の痛み等を訴え、3名が嘔吐し、ガス中毒となった。

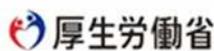


トイレの清掃作業中、漂白剤と洗剤を混合して塩素ガス中毒

トイレの清掃作業をするため備付けの塩素系漂白剤を床にまき、その上に酸性洗剤をまいて水をかけ、清掃を始めたところ、涙を流しながら咳き込み始め、苦しうにしたため、病院へ連れて行ったところ塩素ガス中毒と診断され、1週間入院した。

(R7.5)

お問い合わせは労働局・最寄りの労働基準監督署へ



奈良労働局

奈良労働局健康安全課
奈良労働基準監督署
葛城労働基準監督署
桜井労働基準監督署
大淀労働基準監督署

0742-32-0205
0742-23-0435
0745-52-5891
0744-42-6901
0747-52-0261

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
 ※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
 ※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



1 SDS及び作業現場の確認



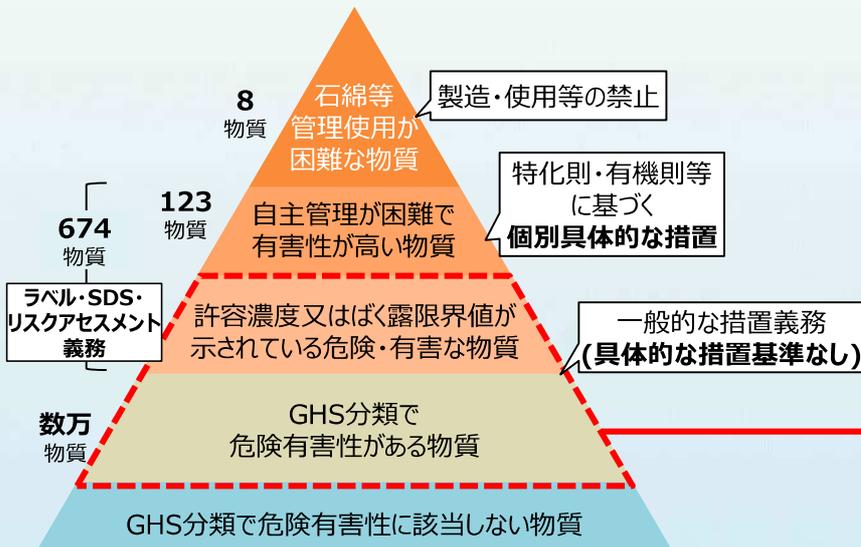
2 リスクアセスメントの実施



3 リスク低減措置の実施
 保護具の着用
 局所排気装置の設置

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる**ことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



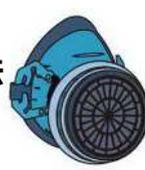
代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存***することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存***することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：義務

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：努力義務

SDS等による情報伝達が強化されます

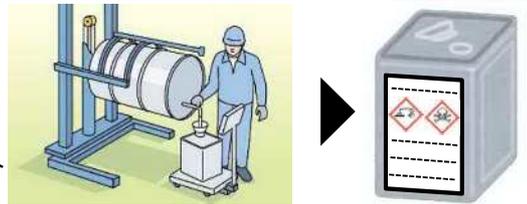
SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。



電子メールの送信



HPのURLや二次元コードの伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前
一部の業種は除外

改正後
全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質 管理体系の 見直し	安衛令 別表第9	ラベル表示・SDS等 による通知の 義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7 年以降も 順次追加
	安衛則 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント 対象物に関する 事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者がばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？ （保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学 物質等への 直接接​​触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
			上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則 第22条	衛生委員会の 付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
安衛則 第97条の2	がん等の 把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②	
安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント 結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②	
安衛則 第34条の2の10	労働災害発生 事業場等への 指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③	
安衛則 第577条の2第3 項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③	
		濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）			
実施体制の 確立	安衛則 第12条の5	化学物質 管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則 第12条の6	保護具着用 管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則 第35条	雇入れ時 教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達 の強化	安衛則 第24条の15 第1項・第3項、 第34条の2の3	SDS通知方法の 柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則 第24条の15第2 項・第3項、第 34条の2の5第 2項・第3項	「人体に及ぼす作 用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則 第24条の15第1 項、第34条の2 の4、第34条の 2の6	SDS通知事項の 追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？		③
			SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		
安衛則 第33条の2	別容器等での 保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②	
その他	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	個別規則の 適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	作業環境測定結 果が第3管理区分 の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？		③
			措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		
特化則、有機則、 鉛則、 四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②	

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら



無料

中小規模事業場のみなさまへ

労働安全衛生法に基づく

化学物質管理の相談窓口

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要

- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象

よくあるお問合せ

ラベル・SDS 関係

- ・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか
- ・ラベルやSDSの内容が分からないのですが
- ・秘密保持の場合の対応について

リスクアセスメント 関係

- ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか
- ・「CREATE-SIMPLE」の使用方法
- ・リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか知りたい

政省令改正 関係

- ・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
- ・特殊健康診断の実施頻度緩和とは何ですか
- ・濃度基準値以下の確認方法は

開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日まで

受付時間 月～金 10:00～17:00

(12:00～13:00を除く / 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く)

☎ 050-5577-4862



テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。

テクノヒル 相談窓口

検索

と検索ください。

* 相談は無料ですが、通話料がかかります。

* メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございますのでご了承ください。



区分	講習名	機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別教育 (安衛則第三十六条)	7号2 簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務	県森連				○		○			○		○	
	8号 チェーンソーを用いて行う伐木、かかり木の処理又は造材の業務	林災防			○						○		○	
		コマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		安全推進			○				○	○				
	9号 3t未満の車両系建設機械(整地等)の運転の業務	県森連	○		○				○				○	○
		コマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9号 3t未満の車両系建設機械(解体用)の運転の業務	コマツ		○		○			○		○		○	○
		安全推進												
	10号 締め固め用建設機械の運転の業務(ローラー)	コマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10号5 高所作業車の運転の業務(作業床高さ10m未満)	コマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		安全推進							○					
	11号 動力により駆動される巻上げ機の運転の業務	コマツ	○		○		○	○	○	○		○		○
		コマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	15号 クレーンの運転の業務(つり上げ荷重5t未満)	安全推進											○	○
		日建教					○							
	26号 酸素欠乏危険作業	コマツ	○		○				○			○		○
	29号 特定粉じん作業	コマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	39号 足場の組立て等の業務	建災防			○						○			
		コマツ			○		○		○		○		○	○
		安全推進	○											
40号 ロープ高所作業	安全推進	○												
41号 フルハーネス型の墜落制止用器具(安全带)を用いて行う作業	労基協			○				○			○		○	
	建災防			○						○				
	コマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	安全推進	○												

区分	講習名	機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
その他の安全衛生講習・教育	職長教育	安全推進								○				
		コマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	職長・安全衛生責任者教育	労基協		○					○					○
		建災防				○					○			
	安全管理者選任時研修	コマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		労基協				○								○
	安全衛生推進者養成講習	コマツ		○		○					○			○
		労基協			○							○		
	刈払機操作者に対する安全衛生教育	林災防				○				○				○
		コマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		安全推進			○	○				○				
		県森連	○		○		○				○			○
	チェーンソー以外の振動工具取扱者安全衛生教育	コマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		安全推進				○				○				
	丸のこ等取扱作業従事者教育	コマツ	○		○			○	○	○	○	○	○	○
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	コマツ	○			○				○			○	
	車両系建設機械(整地等)運転業務従事者安全衛生教育	コマツ	○			○				○			○	
	造林作業指揮者等安全衛生教育	県森連							○			○		
	荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全衛生教育	県森連			○									
	化学物質管理者講習に準ずる講習(6時間)	労基協				○						○		
	保護具着用管理責任者教育	労基協		○					○					○
	玉掛け業務従事者安全衛生教育	コマツ			○			○			○			○
	建築物石綿含有建材調査者講習	建災防			○				○				○	
		一般 労基協			○				○					○
	工作物石綿事前調査者講習	労基協			○									

登録講習機関の連絡先一覧表	掲載略称	住所	電話番号	ホームページ
公益社団法人 奈良県労働基準協会	労基協	奈良市法蓮町163-1	0742-36-2040	https://narakouki.com/
建設業労働災害防止協会奈良県支部	建災防	奈良市高天町5-1	0742-22-3345	http://www.nakenkyo.or.jp/kensaibo/
林業・木材製造業労働災害防止協会 奈良県支部	林災防	桜井市栗殿354番地	0744-47-4350	https://rinsai-nara.org/
陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部	陸災防	大和郡山市額田部北町981-6	0743-23-1200	https://narata.or.jp/
コマツ教習所 株式会社 奈良センタ	コマツ	天理市二階堂上ノ庄町265-1	0743-68-3333	https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/nara/
特定非営利活動法人 労働安全推進協会	安全推進	橿原市内膳町2丁目4-12	0744-23-2270	https://www.eonet.ne.jp/~roudouanzen/
日本建機教習所 株式会社	日建教	和歌山県橋本市東家6丁目5-22	0736-20-2055	https://www.nihonkenkijp/
奈良県森林組合連合会 奈良県林業機械化推進センター	県森連	吉野郡吉野町番栗1320	0746-35-9201	https://www.naramori.or.jp/